

## 第6回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年6月5日(月)
- 2 開会日時及び場所  
平成29年6月5日(月) 午後2時03分  
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年6月5日(月) 午後3時42分

### 4 委員氏名

#### (1)出席者(15名)

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭	15番 平野 利光
16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定	28番 田浦 則利
33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳	

#### (2)欠席者(3名)

7番 渡辺 勝美 14番 吉田 良一 32番 鶴殿 徳康

#### (3)部会長の依頼により出席した委員(1名)

35番 小筏 正治

### 5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	増富 浩彦
主事	北尾 祥
嘱託	大石由紀子
嘱託	松田亜希子

### 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第40号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第41号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第42号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

---

午後 2 時 03 分開会

○事務局長（江口 秀司君） こんにちは。農業委員会等に関する法律第 28 条第 4 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆様、こんにちは。田植えの前の忙しい時期にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまから平成 29 年第 6 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 37 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 38 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 39 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 41 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 42 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について、以上 6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第 12 条の規定より、24 番、草野委員、28 番、田浦委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 37 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 37 号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号 14 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33 番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号 33 番、渡邊です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 14 番について、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号14番についてご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第37号、受付番号14番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号15番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号15番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号15番についてご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第37号、受付番号15番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号16番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号16番については、相手方の要望により譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号16番についてご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第37号、受付番号16番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号17番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） はい、議席番号1番、水口です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号17番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号17番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号17番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号18番、19番は譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい、議席番号18番、内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号18番、19番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号18番、19番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号18番、19番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号20番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） はい、議席番号10番、横田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号20番については、相手方の要望により買い

受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号20番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号20番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号21番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） はい、議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号21番については、不在地主より譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号21番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） 28番、田浦です。不在地主より譲り受けるということはどういう意味でしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 譲渡人が福岡県在住です。所有者が市内に住まわれていない時に使います。

○委員（28番 田浦 則利君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（馬場 保君） 田浦委員、よろしいですか。

○委員（28番 田浦 則利君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号21番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号22番について審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） はい、議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号22番については、相手方の要望により譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号22番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号22番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号23番、24番は交換の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） はい、議席番号24番、草野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号23番、24番については、耕作利便のため交換する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号23番、24番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号23番、24番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号25番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） はい、議席番号3番、大島です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号25番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考え

ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号25番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号25番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号26番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） はい、議席番号8番、本田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号26番については、民事調停法により和解調停が成立しているため、譲受人が単独で申請されております。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号26番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号26番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号27番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） はい、議席番号16番、森崎です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号27番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号27番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号27番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号28番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） はい、議席番号8番、本田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号28番については、不在地主より譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えています。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号28番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第37号、受付番号28番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第38号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第38号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） はい、議席番号24番、草野です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号2番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第38号、受付番号2番についてご質疑がありましたらお願いします。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） この案件は、農業用倉庫の追認申請ということですが、本申請の許可後、地目を変更し、別のものに建て替えるようなことがあってもいいのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） この案件は、簡易手続相当の違反事案に該当するものとして、過去に行った転用に対して許可をするのか審議していただきたいと思います。

許可後、地目を許可通りのものに変更され、その後どの様にされるのかは今回のこの審議には特に関係ないと思われます。

○委員（10番 横田 晴喜君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） 横田委員のほうから質問がありましたけども、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第38号、受付番号2番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第39号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号8番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号33番、渡邊です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号8番について、申請人は住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号8番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号8番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号9番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号33番、渡邊です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号9番について、申請人は住宅用地への転用を計画されております。申請地は平成29年4月20日に農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われる。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号9番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号9番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号10番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号10番については、申請人は住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号10番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号10番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

受付番号11番は、譲渡人が5月20日に亡くなられたため、申請取り下げの申し立てが提出されました。

次に、受付番号12番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号12番について、申請人は発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号12番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号12番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号13番、14番は転用者が同一の案件であり、申請地も近いことから、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） はい、議席番号15番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号13番、14番について、申請人は発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号13番、14番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号13番、14番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号15番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） はい、議席番号1番、水口です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号15番について、申請人は資材置き場への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、雲仙市役所瑞穂総合支所から300メートル以内に存在することから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号15番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号15番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号16番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい、議席番号18番、内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号16番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。墓地埋葬法の申請も同時にされており、5月18日に許可がおりているそうです。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号16番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号16番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号17番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） はい、議席番号24番、草野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号17番については、申請人は住宅用地への転用を計画されております。申請地は平成25年10月15日に農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われまゝす。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えまゝす。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号17番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号17番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号18番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） はい、議席番号11番、松尾です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号18番について、申請人は、従業員、社用車の駐車場用地への転用を計画されております。申請地は平成29年4月20日に農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、申請地が現在の事業所と隣接しているため、例外的に許可をすることができる案件であると思われまゝす。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えまゝす。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号18番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号18番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号19番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。田浦委員。

○委員（28番 田浦 則利君） はい、議席番号28番、田浦です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号19番について、申請人は住宅用地への転用を計画されております。申請地は平成29年4月20日に農振除外がされております。雲仙市役所千々石総合支所から300メートル以内に存在することから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号19番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号19番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号20番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） はい、議席番号8番、本田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号20番については、申請人は家庭菜園への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号20番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号20番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号21番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） はい、議席番号36番、川内です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号21番については、申請人は農業用倉庫及びコンテナ置き場への転用を計画されております。申請地は平成29年4月20日に農振除外がされております。生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号21番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第39号、受付番号21番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第40号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第40号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第40号に対する質疑を行います。12ページ、7番は所有権移転による案件です。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第40号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第41号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。  
事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第41号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸しつけられた農地を公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第41号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第41号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第41号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、議案第42号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第42号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件について事務局より説明をお願いします。

○参事（増富 浩彦君） この案件は、個人さんの申し出ということでお受けして、地元の東委員さん、鶴殿委員さん、事務局とで現地確認を行い、受け付けております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第42号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第42号農地法第2条第1項の「農地」の判断については、対象地は「農地」ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、対象地は「農地」ではないと判断することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 3 時42分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員